

## 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 28 年 9 月 27 日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎 6 階特別会議室に招集された。

### 1 定例教育委員会議案案件

第 54 号議案 平成 29 年度教職員定期人事異動方針について

第 55 号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

第 56 号議案 教職員の人事に関する内申について

### 2 出席委員

小川委員長 森委員 關戸委員 山田委員 中野教育長

### 3 欠席委員

無

### 4 一宮市教育委員会会議規則第 15 条の規定により出席したものの職氏名

杉山教育文化部長 野田教育文化部次長 脇田中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長  
高橋学校教育課長 堀学校給食課長 村瀬生涯学習課長 大野スポーツ課長 善治教育指  
定管理課長 河原図書館事務局長 竹田博物館事務局長

### 5 同上規則第 17 条の規定により書記として出席したものの職氏名

森総務課専任課長 長谷川総務課課長補佐 谷口総務課課長補佐

### 6 傍聴者

無

## 会 議 て ん 末

委員長（午後 1 時 30 分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、9 月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を山田委員と森委員のお二人にお願いいたします。それでは、8 月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、8 月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第 54 号議案 平成 29 年度教職員定期人事異動方針について、ご説明をお願いいたします。

高橋学校教育課長

第54号議案 平成29年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

小・中学校間の異動では教える児童生徒の年齢がずいぶん変わりますが、講習はありますか。

高橋学校教育課長

異動に際して特別に講習、研修は行っておりません。教職員の経験、勤務年数、異動時の年齢を考慮して異動を考えていきたいと思っております。

委員

特別支援学級への人事方針について、基本方針になるようなものはあるのですか。

高橋学校教育課長

特別支援学級の担任は経験が大事になりますし、異動してすぐに経験のない人が特別支援学級の担任になることがないように、学校長は人事配置をしています。特別支援学級にいる子供たちの実態を十分に把握した、経験の豊かな教員が指導にあたっています。

委員

そうした配慮をしたうえでも、同一学校6年以上の勤務者は異動の対象となるのですか。

高橋学校教育課長

原則として同一学校6年と定めてはいますが、その学校での指導の実態、残りの勤務年数、本人の希望、学校の実態、そういったものを2回の校長面談で聞き取り、それをもとに異動を考えています。

委員長

他に何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第54号議案 平成29年度教職員定期人事異動方針について原案どおり可決いたします。続きまして、第55号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

堀総務課長

受付番号第7号について後援内容説明。

高橋学校教育課長

受付番号第26号から第30号について後援内容説明。

村瀬生涯学習課長

受付番号第31号から第41号について後援内容説明。

大野スポーツ課長

受付番号第31号から第34号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

学校教育課受付番号第28号にFMいちのみや株式会社のラジオ番組がありますが、FMいちのみやはすでに聴取可能なのですか。

高橋学校教育課長

FMいちのみやはすでに放送がなされており、合唱祭などを放送していただいております。

中野教育長

生涯学習課受付番号第32号と第33号ですが、第32号の申請者は一宮北モラロジー事務所、第33号の申請者は一宮南モラロジー事務所に主催の公益財団法人モラロジー研究所が併記されています。この二つの申請者は違うもののでしょうか。また参加料が200円と1,500円と違いがありますが、この違いについても教えてください。

村瀬生涯学習課長

申請者と主催が同じ場合は、主催の記載をしております。従いまして第32号は一宮北モラロジー事務所が申請者、かつ主催となります。一方、第33号は一宮南モラロジー事務所が申請者ですが、主催は公益財団法人モラロジー研究所となります。参加料につきましては、第32号の開催時間は、19時から21時までの2時間の講演ですが、第33号は10時から15時までの5時間のセミナーとなっております。また、第33号の参加料1,500円には昼食代の500円が含まれております。その他、講師につきましても、予算書を見ますと第32号は宿泊費等がございませんので、一宮近辺の方が講師をされると思われませんが、第33号は三重県の方が講師であるため、交通費と宿泊費が計上されております。こうした理由から参加料に違いがでております。

委員

スポーツ課受付番号第32号の一宮市ローラー&インラインスケート協会の事業についてですが、保険料・参加料が無料となっているのですが、昨年は何人参加したか、また保険がどうなっているのか教えてください。

大野スポーツ課長

昨年の参加人数は把握しておりませんが、今回200名参加予定となっておりますので、その前後の人数が参加したのではないかと思います。保険料についてですが、参加料無料のものは予算書の提出を求めていますので、把握しかねる状態ですが、必要最低限の保険は協会に加入して事業を行うと聞いております。

委員

スピード競技ですので、気をつけていただきたいです。

委員

生涯学習課受付番号第40号の申請者である一宮地域母親大会実行委員会とは、どのような人が母体の団体ですか。

村瀬生涯学習課長

実行委員会の形をとっておりますので、この地域母親大会に賛同する方の集まりではありますが、母体につきましてはわかりかねます。

委員

誰でも入れる団体ですか。

村瀬生涯学習課長

希望すれば、どなたでも入ることができます。

委員

事務局は市内にありますか。

村瀬生涯学習課長

実行委員会の所在地は、一宮市多加木となっております。

委員

スポーツ課受付番号第32号の一宮市ローラー&インラインスケート協会の事業ですが、後援名義の許可連絡時に保険加入の確認をお願いします。

大野スポーツ課長

よく確認して通知します。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第55号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。続きまして、第56号議案 教職員の人事に関する内申については、秘密会として審議いたします。

秘密会による審議（原案どおり可決）

委員長

全員賛成ですので、第56号議案 教職員の人事に関する内申については原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

なお、学校教育課の報告には、開示しない資料があるとの連絡を受けておりますので、このまま秘密会を継続して聴取します。

## 報告事項

高橋学校教育課長

平成28年度全国学力学習情報調査の分析について

委員長

学校教育課の報告が終わりましたので、秘密会を終了します。引き続き報告をお願いいたします。

杉山教育文化部長

9月定例市議会における教育委員会関係の一般質問について(別紙資料に基づいて説明)、経済教育委員会の内容(平成28年度9月補正予算の可決について)について

堀総務課長

隣接校選択制について

高橋学校教育課長

いじめ基本方針の策定について

村瀬生涯学習課長

平成28年度文化講演会について、生涯学習情報誌 No. 42 平成28年度後期版について  
大野スポーツ課長

宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボールについて

河原図書館事務局長

ステンドグラス光彩・パッチワークキルト色彩のコラボ展について

竹田博物館事務局長

一宮市博物館特別展「三英傑とともに歩んだ浅野長政」について、一宮市尾西歴史民俗資料館特別展「美濃路起宿脇本陣林家」について

そ の 他

堀総務課長

10月・11月・12月・1月・2月の定例教育委員会の日程について、10月定例教育委員会後の市長・教育委員・中学校長との懇談会について、11月定例教育委員会後の総合教育会議について、1月定例教育委員会前の給食交歓会について

委員長職務代理者

小川委員長におかれましては、1年間教育委員長という大役を務めていただきました。本当にお疲れ様でございました。委員長退任にあたり、一言ご挨拶を頂戴できたらと思います。

委員長

挨拶

委員長

最後になりますが、1期4年にわたり教育行政にご尽力いただきました關戸委員が9月30日をもって任期満了により退任されますので、ご挨拶をお願いいたします。

委員

挨拶

閉 会 宣 言

委員長

これを持ちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員